

論 文

蕃書調所Ⅱ開成所に於ける陪臣使用問題

宮 崎 ふ み 子

目 次

はじめに

第一章 蕃書調所Ⅱ開成所に於ける陪臣教官の位置と役割

第一節 蕃書調所創設と陪臣の登用

第二節 語学科に於ける陪臣

第三節 科学技術部門に於ける陪臣

第二章 陪臣使用に伴う諸問題

第一節 濫用による欠勤と辞任

第二節 機密保持に関する不安

第三節 陪臣使用に伴うその他の問題

第三章 陪臣問題解決の試み

第一節 陪臣教官の直参化

第二節 直参からの新規採用

第三節 給与較差の撤廃

おわりに

はじめに

徳川幕府の洋学機関、蕃書調所は安政四年に開業し、文久二年洋書

蕃書調所Ⅱ開成所に於ける陪臣使用問題

調所、文久三年開成所という改称を経て慶応四(明治元)年まで一一年余りにわたり存続した。この間、調所Ⅱ開成所は洋学の研究・教育や洋書・洋文の翻訳は勿論、出版・洋書検閲など洋学に関係する幕府

の政策の各方面に於て重要な機能を果たした。周知のように、この蕃書調所創立当時は、研究・教育・翻譯を担当する教官の殆どが諸藩の藩士、つまり幕府にとつて陪臣だった。ところが開成所最末期に於ける教官の構成をみると、陪臣が占める割合は直参の割合の三分の一以下にまで低下している。これは何を意味するのだろうか。

個人の能力に基く人材登用の必要性と幕藩体制を支える組織原理の間の矛盾は、特に近世末期になると、各所で種々の形態をとつて現われた。本稿で取上げる調所Ⅱ開成所の陪臣使用問題もそのひとつだったと言える。徳川幕府は近世に於いて事実上の中央政府だった。そうである以上その一機関の調所Ⅱ開成所が、直参・陪臣を問わず当時最も優秀な洋学者を徴集しようとした事は不思議ではない。しかし一方で幕府の組織自体は、徳川將軍と主従関係を結んだ直参を以つて構成される家産組織としての性格を強く持つており、また各藩も幕府とほぼ同様の構造をもつていた。そして幕府も諸藩もそれぞれ一個の「家」として互いに独立していた。このような幕藩体制の組織原理からみれば、陪臣が幕府の機関の構成員となることには、基本的に矛盾が含まれていたと言えよう。

近世全般を通じて、陪臣は幕府の統治機構の中に様々な形で存在していた。そこに於ける前述の矛盾の顕われ方、処理のされ方もまた様々であったと思われる。その中でも蕃書調所Ⅱ開成所の陪臣教官使用に於いては、幕末という時期の特殊性、及び洋学関係職務の特殊性によって、その矛盾が著しい形で顕われた。本稿では調所Ⅱ開成所の管理運営を担当した「頭取」並びに同所「御用取扱」の幕吏と、幕府当

局との間で交わされた文書類、特に教官の任免・待遇に関する文書類に基き、^①調所Ⅱ開成所に於ける陪臣教官の使用にはどのような問題があったのか、また幕府や開成所の運営担当者はこれにどのような形で対応したのか、明らかにしたい。

第一章 蕃書調所Ⅱ開成所に於ける陪臣教官の位置と役割

第一節 蕃書調所創設と陪臣の登用

幕府直轄の洋学所を設置する計画は安政二年一月に始まった。この洋学所設置の主目的は外交・軍事に緊要な洋文・洋書の翻譯、そして翻譯官・通訳官の養成だった。この目的を遂行するため、ここには洋学専門の「教授方」が配属されることになった。同所設立の最終案「洋学所之儀に付奉伺候ケ條」(用留 安政二年二月)よれば、教授方として「教授職」三名、「教授手伝」(甲)五名、「教授手伝」(乙)^②七名が置かれ、それぞれ次の職務を担当することになっていた。

教授職 出役之者の取締り。^③翻譯御用。稽古人の勤惰・学芸の巧拙の判定。

教授手伝(甲) 教授職に準ずる翻譯御用。教授職に故障あるとき、代理として「内密御用」^④までも勤める。

教授手伝(乙) 翻譯御用。稽古人の素読・会読の指導。「一芸」^⑤練達の者はその「芸」の取扱。

すなわち教授方の任務は第一に翻譯であり、第二に生徒指導だった。そして教授職・教授手伝(甲)の任務の中には機密を要するものも含まれていた。なおこの案文にはみられないが、蕃書調所開業の際、初

心者に句読を授ける「句読教授」も任命されている。但しこれは教授方として扱われなかった。

但し教官に関する以上のような規定が作られたにもかかわらず、実際にその任に耐える者を定員の通りに揃えるのは困難だった。当時はもともと洋学者が少なかったうえ、徳川家直参の中で洋学の素養のある者は殆ど、既に外交や軍事伝習関係部門に起用されていた。一方直参以外の洋学者についてみると、その出自は様々だったが、当時は諸侯に召抱えられ家臣となっている者が多かった。洋学所創設準備を担当した古賀謹一郎の幕府当局に対する次の訴えは、教官徴用の難かしさと、それに対処する案を示している。

洋学抜群之者、只今之処一体世間におゐて人少ニ付、諸家ニ而召抱候も手当等級段心附遣シ候得は、手附之者共(調所勤務の洋学者―筆者註)も外出役並方は御手当等御心附被下候様仕度、類例等は申上候訳ニは致しかたく、無左候而は当人家業打捨公辺御用相勤候得は家内扶助等も不_レ行届、銘々迷惑ニ存、彼是品能御断ニ而も可_レ申上、自然未熟之者而已御用相勤候様成行御主意も貫キ不_レ申不_レ可_レ然儀と奉_レ存候。

(用留 安政二年一月)

この訴えには、一流の洋学者を集めるために十分な額の手当を保証しようという提案が示されている。幕府当局も古賀の提案が現実的であることを認め、「公辺御用ハ別段の訳」というたてまえに反することではあるが、従来の類例を大幅に上回る手当を支給することに同意した。⁽⁵⁾

以上の経緯を経て、安政三年四月、次の九名が蕃書調所の教授方に決定した。

蕃書調所ニ開成所に於ける陪臣使用問題

教授職 箕作阮甫(津山藩) 杉田成卿(小浜藩)

教授手伝 高島五郎(徳島藩) 松本弘安(薩摩藩) 東條英庵(長州藩) 原田

敬策(備中浪人) 手塚律蔵(佐倉藩) 川本幸民(三田藩) 田島順輔(安中

藩)

さらに追加として、安政四年一月の開業までに次の六名が任命された。

教授手伝 村田蔵六(長州藩) 木村軍太郎(佐倉藩) 市川齋宮(福井藩)

句読教授 設楽莞爾(直参) 杉山三八(直参) 村上誠之丞(直参)

以上一五名中、教授職・教授手伝の一二名は、いずれも当時一流の洋学者と目された者だった。この一二名の中に直参は一名も含まれず、当時浪人だった原田以外の一名はすべて諸藩に仕える者、つまり幕府にとって陪臣だった。一方句読教授はすべて直参だったが、前述の通りこれは教授方に含まれなかった。すなわち、創立当初に於て、蕃書調所は陪臣・浪人の中から徴集した洋学者に全面的に依存していたことになる。また幕府自身も、陪臣・浪人に依存せずに調所を運営し得ないことを十分承知していたからこそ、「公辺御用ハ別段の訳」というたてまえを捨て、類例を破る高額の手当支給もいとわなかったであろう。

第二節 語学科に於ける陪臣

蕃書調所ニ開成所の洋学者は、「蕃書観読」の科(本稿では仮に「語学科」と呼ぶ)に属する者と、化学、物産学、器械学、数学、画学、活字の「技学」諸科(本稿では仮に「科学技術部門諸科」と呼ぶ)に属する者に大別される。本節では前者の語学科教官について直参と陪臣の在

り方を比較し、陪臣の中から採用された教官がどのような位置を占め、どのような役割を担ったか、明らかにしたい。

安政三年から慶応三年までに調所開成所に採用された洋学者すべての氏名、身分、履歴等を正確に知る方法はないが、同所に於ける任免、昇進、家督相続等の際に発行された文書類から、かなりの程度まで把握することができる。⁽⁷⁾この史料から、安政三年から慶応三年までの間に語学科の句読教授以上の職に採用された者として、陪臣五一名、直参一〇一名、浪人一名の氏名が確認される。この五一名の陪臣と一〇一名の直参について比較を行いたい。

比較の前提として、語学科の教職体系の変遷を示しておこう。開国後十数年間に洋学は急速に発達し、洋学に対する需要は急増したが、調所開成所でも規模の拡大と学問内容の多様化が進行し、これに伴って教官数は増し、教職体系は複雑化した。安政四年調所開業当時の教職は前節でみてきたが、それ以後慶応三年末までの期間に、教職体系には次の変更が加えられた。

(一) 安政四年、教授職の下に教授職並、教授手伝の下に教授手伝並が置かれた。

(二) 創設以来、調所の教職はすべて「出役場所」だったが、教授職と教授職並だけは直参目見格以上の者を任ずる正規の役職に変わった。この変更に伴う人事上の措置は、文久二年一二月に始まり、慶応元年二月に完了した。

(三) 慶応二年一二月に始まる開成所「学政改革」⁽⁸⁾で、教授職並より下の教職は次のように変った。すなわち語学科を一括せず、英学、仏学などの各国語ごとに分け、それぞれに一等教授四名、二等教授七名、三等教授八名を置くことにした。⁽⁹⁾一等教授は教授職並と従来の教授手伝の中間に置かれ、二等教授は従来の教授手伝、三等教授は従来の教授手伝並にほぼ相当している。但し慶応三年末までに「学政改革」が施行されたのは、英学・仏学・数学の三科だけだった。従って慶応二年末以降の語学科には、英・仏学科の新教職体系と、蘭・独学科の旧教職体系が併存した。

以上から、調所開成所設置期間各年の語学科の教職体系を示すと、次の通りである。⁽¹⁰⁾

第一表

万延	安政			
	1	6	5	4
同右	同右	同右	同右	同右
	教授職出役	教授職並出役	教授手伝出役 (甲)	教授手伝並出役 (乙)
	同右	同右	同右	同右
	句読教授	同右	同右	同右

慶 応		元 治		文 久	
3	2	1	1	3	2
教授職	同 右	教授職	教授職・同出役	同 右	教授職・同出役
教授職並	同 右	教授職並	教授職並	同 右	(空席)
教授職並	同 右	教授職並	教授職並	同 右	教授職並
教授手伝出役	同 右	教授手伝出役	教授手伝出役	同 右	教授手伝出役
二等教授出役	同 右	教授手伝並出役	教授手伝並出役	同 右	教授手伝並出役
三等教授出役	同 右	句読教授	句読教授	同 右	同 右

教授方

(註) 慶応二年以外は各年末の状態を示す。慶応二年は二月二十六日までの状態を示す。同年二月二十七日以後は慶応三年と同様。

右の教職体系を前提として、語学科教官団が実際にどのような構成されていたか、直参と陪臣はそれぞれの地位に何人ずつ分布していたか、検討したい。語学科教授方各教職の人数を書き出した文書として、安政三年四月四日附、万延元年二月附、慶応二年二月附の三点が残されている。この三つの時点に於ける語学科各教職の総人数と、その中の直参の人数、陪臣の人数、及び陪臣として採用され調所Ⅱ開成所勤務中に召出されて直参となった者(旧陪臣)と略す)の人数は第二表の通りである。^(註)この表から、初期の教官はほとんど陪臣であり、後になると直参が増えていること、また上位の職ほど陪臣及び旧陪臣の割合が大きく、直参の進出はもっぱら下位の職に於て目だつことに氣づく。

次に、辞令等の文書類から、陪臣、直参それぞれの採用のされ方、昇進のし方の特徴を明らかにし、語学科における直参と陪臣のあり方

審書調所Ⅱ開成所に於ける陪臣使用問題

第二表

慶 応	2		万 延		1		安政 2		年
	教授手伝並	教授手伝	教授職並	教授職	教授手伝並	教授手伝	教授職並	教授職	
17	12	5	5	14	1	2	7	2	総人数
14	4	0	1	1	0	0	0	0	直 参
3	8	0	0	11	1	2	6	2	陪 臣
/	/	5	4	/	/	/	/	/	旧陪臣
0	0	0	0	0	0	0	1	0	浪 人
0	0	0	0	4	2	0	0	0	不明

をより詳細に検討しよう。句読教授以上になった陪臣五一名、直参一

第三表 <陪臣の採用> 採用年と採用時の階級

階級	採用年			安政						元治慶応			年代不明	計
	3	4	5	6	1	1	2	3	1	1	2	3		
教授職	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
教授職並		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一等教授												0	0	0
教授手伝	9	0	2	2	5	3	5	0	1	0	0	0	1	28
二等教授												2	0	2
教授手並		2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	2	8
三等教授												6	0	6
句読教授	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
語学以外					0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
地位不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
計	11	3	2	3	5	5	6	1	1	2	8	0	4	51

第四表 <直参の採用> 採用年と採用時の階級

階級	採用年			安政						元治慶応			年代不明	計
	3	4	5	6	1	1	2	3	1	1	2	3		
教授職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
教授職並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
一等教授												1	0	1
教授手伝	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
二等教授												1	0	1
教授手並	0	0	0	0	2	0	1	0	2	3	0	0	4	12
三等教授												2	10	12
句読教授	3	15	1	2	6	7	6	4	1	0	0	0	17	62
語学以外				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地位不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
計	3	16	1	3	8	7	7	4	3	3	4	12	30	101

まず前半期についてみてゆこう。この時期に採用された陪臣教官のうち四分の三は、採用時に教授手伝の職に就いている。これに対し直参教官の大部分はまず句読教授となっている。すなわち文久二年以前は、陪臣を教授手伝として採用し、直参を句読教授として採用するのが、最も一般的だったと言えよう。老中阿部正弘の指令により、調所では「業前」^{わざまへ}即ち學術技芸の優劣に応じて階級を定めることを原則と

○一名について採用された年と採用時の階級について統計をとると、第三、第四表の通りとなる。表をみると文久二年を境として教官採用の傾向が変化していることに気づく。そこで安政三年から文久二年まで、文久三年から慶応三年までの二つの時期に分けて、それぞれの特色を明らかにした。

していたから、この陪臣と直参の階級の差は洋学者としての能力の差を表すものと考えられる。そのように考えれば前半期に於ける教官採用の傾向は次のように把握できる。即ち、重要な教職には陪臣であることをいとわずに優秀な洋学者を任用し、初歩的教育を担当する句読教授には洋学修業中の直参を採用して充てる傾向があった、と言える

第五表 〈陪臣の昇進〉 採用時の階級と最高の階級

最高	採用時	教授職	教授職並	一等教授	教授手伝	二等教授	教授手伝並	三等教授	その他	計
教授職		2	0	0	4	0	2	0	0	8
教授職並			0	0	3	0	0	0	1	9
一等教授				0	0	1	0	0	0	1
教授手伝					16	0	0	0	1	17
二等教授						1	1	3	1	6
教授手伝並							5	0	0	5
三等教授								3	0	3
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2	0	0	28	2	8	6	3	49

(註) 採用時の階級、最高の階級とも不明の者2名を除く。
陪臣で句読教授になったという記録を持つ者は居ない。

第六表 〈直参の昇進〉 採用時の階級と最高の階級

最高	採用時	教授職	教授職並	一等教授	教授手伝	二等教授	教授手伝並	三等教授	句読教授	その他	計
教授職		1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
教授職並			1	0	0	0	0	0	1	0	2
一等教授				1	0	1	1	0	1	0	4
教授手伝					1	0	0	0	2	0	3
二等教授						0	1	0	0	0	1
教授手伝並							10	0	14	0	24
三等教授								12	0	0	12
句読教授									46	0	46
その他		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計		1	1	1	2	1	12	12	64	1	95

(註) 採用時の階級が不明の者6名を除く。

次は文久三年以後をみると、まず全体として教官の採用が減ったこと、特に陪臣の新規採用が激減したことに気づく。一方直参の採用はそれ以前が少なかっただけに、句読教授を別とすればむしろ増えている。採用時の階級についてみると、陪臣・直参ともに教授手伝並及び三等教授という最下位教職にまず任じられるのが最も普通であり、前半期のような陪臣と直参の階級の差は全く見られない。これは、後半期の新規採用者の中では直参と陪臣の学力に大差がなかったことを示すものと思われる。以上のようにみれば、後半期の教官採用の傾向は次のように把握できる。即ち、

直参の中からある程度の学力を持つ者を採用し、教授手伝並・三等教授に任命するのが最も基本的であり、陪臣を採用する場合はこれに準じた、と言えよう。

次に昇進について検討しよう。教官各人について、採用当初の階級と、記録に残る最高の階級を表わすと、第五、第六表の通りとなる。

これらの表によれば、採用時の職を異動した記録のない者が多く、陪臣では一貫して教授手伝だった者、直参では一貫して句読教授だった者が最も多い。⁽¹³⁾ また異動の例としては、陪臣では教授手伝として採用された者が教授職または、教授職並に昇進する例、直参では句読教授として採用された者が教授手伝に昇進する例が最も多い。即ち同一

の職に留まるにしても異動するにしても、概して陪臣は直参より高い階級にあった、と言えるだろう。但し文久三年以後の新規採用者だけを取ると、陪臣と直参の間にほとんど差異はみられず、二等教授・教授手伝並・三等教授に留まったり、それらの間を異動した者が多い。しかしこのような後半期の新傾向にもかかわらず、わずか十一年余りの調所開成所の存続期間には古参教官と新参教官の世代交代が殆どなかったため、初期に採用された陪臣・旧陪臣が一貫して高位の職を占めた。調所開成所の歴史でも末期にちかひ慶応二年二月に於いて各教官の出身・階級・経歴を調べると次表のとおりとなることから、それは明らかである。

氏名	所属身分 () はもと	慶応2年12月当時の階級	採用年	慶応2年12月までの知られている教歴
川本幸民	直参 (薩摩藩)	教授職	安政3	教授職
堀達之助	直参	"	安政6	翻訳方、手伝、教授職
市川斎宮	直参 (福井藩)	"	安政3	手伝、教授職
津田真一郎	直参 (津山藩)	"	安政4	手伝並、手伝、(留学のため一時不在、教授職
西周助	直参 (佐倉藩)	"	安政4	手伝並、手伝、(留学のため一時不在、教授職
杉享二 (純道)	直参 (福山藩)	教授職並	万延1	手伝、教授職並
加藤弘藏	直参 (出石藩)	"	万延1	手伝、教授職並
東條礼藏	直参 (長州藩)	"	安政3	手伝、(軍事関係職に移り一時不在、教授職並
高島五郎	直参 (徳島藩)	"	安政3	手伝、(軍事関係職に移り一時不在、教授職並
柳川春三	直参 (紀州藩)	"	元治1	手伝、教授職並
村上英俊	松代藩	教授手伝	安政6	手伝
小林鼎輔	桑名藩	"	文久1	手伝
林正十郎	泉藩	"	文久1	手伝
入江文郎	松江藩	"	文久1	手伝
宇都宮鋌之進	紀州藩	"	文久1	精煉方手伝、手伝
荒井鉄之助	佐倉藩	"	文久2	手伝

平掃一	一宮藩	文久2	手伝
佐々木貞庵	宇和島藩	文久2	手伝
川本清次郎	直参(幸民忰)	不詳	手伝並、手伝
桂川甫策	直参	不詳	手伝
杉山三八	直参	安政3	句読教授、手伝並、手伝
渡部一郎	直参	文久2	句読教授、手伝並、手伝
塩野谷久太郎	直参	安政4	句読教授、手伝並
浦嶋録藏	直参	不詳	手伝並
内田弥太郎	直参	安政4	句読教授、手伝並
春田與八郎	直参	不詳	手伝並
外山捨八	直参	不詳	手伝並
佐野東藏	久留米藩	文久3	手伝並
鈴木源五郎	直参	不詳	句読教授、手伝並
土屋鉄三郎	直参	文久1	句読教授、手伝並
秋山銚三郎	直参	不詳	句読教授、手伝並
鈴木進吾	直参	不詳	手伝並
三輪久之丞	直参	不詳	手伝並
小川吉之助	直参	不詳	手伝並
近藤鎮三	直参	不詳	手伝並
松波升次郎	直参	不詳	手伝並
黒沢孫四郎	西端藩	慶応1	手伝並
佐沢元太郎	福山藩	慶応1	手伝並
箕作奎吾	直参	不詳	句読教授、手伝並

(註) 「事務」より。本表の名前順は史料の通り。その職に就任した順を示すものと思われる。教授手伝を「手伝」、教授手伝並を「手伝並」と略記した。所属藩名は陪臣教官の主人の名を『維新史』附録「諸藩一覽」と照合して推定した。

以上の検討から、常に語学科の重要な職は、初期に採用された陪臣出身の教官が占めていたこと、言い換えれば調所の語学科はその機能の主要部分を初期に採用された陪臣出身の教官に依存していたことが明らかになる。なお、前述のように文久二、三年頃から直参と陪臣の

採用と昇進には変化の徴候が現われたことにも注意しておきたい。しかしながら調所II開成所が存続した一一年余の期間には、それは単なる徴候以上のものに発展しなかった。

第三節 科学技術部門に於ける陪臣

審書調所Ⅱ開成所はその存続期間を通じて、語学科を主とし、科学技術部門を従としていた。しかし科学技術部門も調所Ⅱ開成所の一翼をなし、しかも年代が降るにつれ拡充される傾向を持っていた以上、その存在を無視することはできない。本節では、科学技術部門に於ける陪臣の位置についておよその見通しを述べておきたい。

科学技術部門諸科の設置は語学科にくらべてかなり遅い。画学の前身である絵図調方は安政四年、活字方は翌五年に置かれていたが、これらはいわば補助的科目だった。科学技術部門の本格的開発は万延元年五月の

調所稽古人之儀是迄は審書觀読之一科而已ニ相限り居候得共、右ニ而は西洋多般之学科都而相埋れ居、芸術御開キ之御趣意も貫キ不申、且急速御国益筋も相願れ兼候間、向後は穴勝書籍觀読斗リニ不拘、出役共心得居候学科は熱心之者願出次第夫々教導為致可申哉と奉存候。(尙留)

という古賀謹一郎の上申を契機として進められた。万延元年に精煉方(後に化学と改称)と器械方が置かれたのを始めとして、文久元年には物産方と画学、翌二年には数学が置かれ、それぞれ担当の学者が任命された。⁽¹⁴⁾

これらの学術は、日本に紹介されてから日が浅いため専門家が少なかった。また「技学」という理由でこれらを軽視する習慣も残っていた。⁽¹⁵⁾このため調所Ⅱ開成所の科学技術部門諸科の担当者数は少なく、⁽¹⁶⁾その地位は語学科より一段低かった。⁽¹⁷⁾また科目担当職の階級の分化や

体系化も非常に遅れ、しかも各科ごとに異っていた。⁽¹⁸⁾このような事情で、科学技術部門では地位の差や昇進の傾向が顕著に現われない。そこで記録に残る限りの各科担当者採用・任命の状況から、直参と陪臣のあり方を把えよう。

化学、数学、物産学、器械学、画学、活字の六科それぞれについて、直参と陪臣の採用か任命の状態を比較すると、人数の上では特に差がみられない。⁽¹⁹⁾しかし任命時期について検討すると、学科開設後二、三年以内は陪臣の任命が多く、後になると直参の任命が多いという傾向がみられる。⁽²⁰⁾各科ごとに事情が異なるから一概に断定できないが、右の傾向は、学科開設当初は陪臣であることをいとわず、既にある程度の素養のある者を任命し、後進が育つに従って専ら直参が任命されるようになったことを示している、と考えられる。史料が少ないため科学技術部門でこれ以上立ち上った検討は困難であるが、少くとも採用・任命に関してみる限り、科学技術部門に於ける直参と陪臣の關係が語学諸科に於けるそれと矛盾しないことだけは、認めてよいだろう。

第二章 陪臣使用に伴う諸問題

第一節 藩用による欠勤と辞任

前章で明らかにした通り、陪臣出身の教官は直参教官より遙かに高い階級に在り、より重要な役割を担っていた。しかし調所Ⅱ開成所が徳川家の一機関である以上、他家の家臣に依存することは、幕府と藩

の間で、また幕府内部で様々な問題をひき起した。本節では幕府と藩の間で起った問題のうち、藩命による陪臣教官の帰藩について検討した。

まず一時的帰藩についてみてゆこう。「何留」の中には、「主人用向」のため調所²²開成所勤務中の藩士の一時的帰藩を求めて、藩当局が幕府宛に提出した文書の写が、かなり残っている。この場合の「主人用向」の内容としては次の二つが知られる。第一は藩主等の治療である。⁽²¹⁾当時の洋学者には蘭医が多かったから、主人等の治療・看病のため調所²²開成所出役を勤めている者が藩に呼び戻されることは十分にあり得た。第二は、海防・軍制等欧米の制度や技術に関する調査である。⁽²²⁾当時幕府は勿論、諸藩でも海防や洋式兵術採用等に伴う軍制改革の必要が強く意識されていた。また藩内の殖産興業のため、欧米の知識・技術に対する需要も高まりつつあった。これらの調査のため調所²²開成所の陪臣教官が藩もとに呼び戻されることも、十分にあり得ることだった。

次に永久的な帰藩、即ち「出役御免」についてみてゆこう。調所²²開成所語学科では、安政四年から慶応三年までの間に一五名の陪臣教官が教職を離れた。(但し、一度辞任した後、再び復帰した者は、この数に含まれない。)その理由には、「主人用向」による「出役御免」、外国方や軍事伝習関係等の幕府他部局への出役替、死亡、人員整理による免職等があるが、これらのうち「主人用向」を理由とするものが六件で最も多い。さらに実際には「出役御免」に至らないまでも、かなり多数の藩が調所²²開成所勤務中の家臣の「出役御免」を公式、非公式に

望んでいた。⁽²³⁾特に優秀な学者の場合ほど、藩当局から「出役御免」の願いが出される可能性が高かった。⁽²⁴⁾では「主人用向」による辞職の具体的な理由は何だったのだろうか。「主人用向」という以上に詳しい理由を附した史料は少いが、理由のひとつは藩による洋学教育の実施であることを確認しうる。⁽²⁵⁾そして洋学教育に着手する藩は後になる程増えていた。藩の意向による陪臣教官の「出役御免」が文久三年以後に集中していたことが示すように、後期になる程、洋学者に対する藩の需要は高まったといえるだろう。⁽²⁶⁾

では藩の意向による陪臣教官の欠勤や辞任は、どの点で問題となつたのだろうか。第一に挙げられるのは、翻譯、教育等の業務遂行上に支障が現われることである。もともと調所²²開成所は業務の量や種類が多いのに対してその任に耐える者が不足していた。さらに同所の教官は外交や軍事関係の幕府他部局にしばしば徵用されるため、調所²²開成所の教官不足はかなり深刻だった。⁽²⁷⁾このような状態ゆえに、陪臣教官が藩の都合次第で欠勤、或いは辞任することは、調所²²開成所の業務に大きな障害をもたらした。殊に陪臣はより高い階級に在って重要な役割を担っていたから、その欠勤や辞任による影響は大きかった。⁽²⁸⁾

第二に、一時的帰藩の場合は、その期間中の勤務手当が問題となつた。

主人用向にて国許へ差置ては、空敷御手当而已被²⁹差出候義ニ而、開成所之は全く名目而已ニ有之、御用多之折柄差支候。

(何留 元治元年二月)
という開成所の申立てから、「出役御免」にならない限り、帰藩中も勤

務手当は支給されていたことがわかる。「主人用向」による欠勤はしばしば数ヵ月に及び、しかも同時に何人も欠勤することもあったから、その経済的損失は少なくなかった。

第三に、永久的な「出役御免」の場合には、洋学研鑽の成果が幕府に還元されなくなる、という問題があった。これについて開成所は

是迄多分之御手当被下、折角其身之學術も成熟ニ及ひ候者共、其主人より差戻候様成行ニ而は、積年之御失費も無詮事と相成、深心配致し候

(伺留 慶応二年八月)

と述べている。たしかに調所Ⅱ開成所の教官の多くは翻譯・教育・技術伝習等の勤務のかたわら、或いは勤務そのものを通じて、自己の學術を研鑽してきた。彼等は調所Ⅱ開成所の蔵書や設備を利用して、用いられた。幕府から与えられる勤務手当を研究資金として用いる事もあり得た。即ち調所Ⅱ開成所は教官を使用する一方で、彼等に学習と研究の機会を与えていた、と言えよう。従って幕府や調所Ⅱ開成所当局は、教官の学力も含めて、すべての学習と研究の成果は幕府のために用いられるのが当然だと考えた。それゆえ、幕府の他局部に異動するならともかく、陪臣教官が帰藩して藩用に従事することは幕府の損失とみなされた。

では藩当局からその藩士を帰藩させるようお願いがあった場合、幕府は拒否できなかったのだろうか。残された史料からみる限り、そのような拒否の例は一件あるのみで、他は調所Ⅱ開成所が不服を申立てたときでさえも、幕府当局はすべて帰藩を認めている。このことから、藩士の帰藩に関する藩当局の要求を拒否することは、全く不可能

というほどではないにしても、実際上かなり困難だったと思われる。それは調所Ⅱ開成所運営にとって憂慮すべきことであり、調所Ⅱ開成所が陪臣教官にあまりにも大きく依存している状態そのものが問題視されるようになった。

第二節 機密保持に関する不安

次に、幕府の機密、主として外交上の機密が調所Ⅱ開成所の陪臣教官に知られる、という問題を取上げたい。外交上の機密保持についても、幕府は開国当初から苦慮していた。当時は幕府の外交担当者の中に洋語を解する者が殆んど居なかったため、幕府は天文方手附として雇われていた箕作阮甫、箕作秋坪、杉田成卿、市川齋宮等の陪臣や長崎の通詞等に、外交文書の翻譯を委ねた。しかし、次の勘定奉行の言葉にも明らかのように、陪臣や町人出身の通詞などが外交上の機密文書を取扱うことに幕府は不安を感じていた。

當時之御役人、西洋之人情其外之儀は申候迄も無之、横文字を読み得候ものも無之には、其事情に背候義多、其上事に臨候而は指支、軽き天文方之手に附候もの又は長崎町人之通詞等に機密之書物をよみもらひ候而、纔に其事を取扱候義、手薄とも何とも可申様無之、右故機密大切之義を重き御役人より其筋に無之天文方手附之陪臣共承知いたし候訳ニ而、甚以如何に有之

この問題を解決するため、蕃書調所設立目的の中には、翻譯官・通訳官の養成が含まれていた。しかし調所を設立しても、直ちに外交文書翻譯専門の機関が整うわけではない。加藤弘之の回顧によれば、彼が調所Ⅱ開成所に勤務していた頃、即ち万延元年以後でさえ、特に重

大な件に関する文書を翻譯したり一時に多量の文書を訳す必要がある場合は、調所調所開成所教官が翻譯を命ぜられたといふ。⁽³⁶⁾ 当時は幕府の外交政策が国内政治の焦点ともなり得る時期であり、しかも調所調所開成所教官が扱う文書が特に重要な内容のものを含んでいただけに、ここに於ける機密保持は重大な問題だった。また外交文書翻譯ばかりでなく、調所調所開成所教官の中には洋学の知識、技術によって、幕府の政治・軍事の各方面に関わる者が少なくなかったが、それらの任務の中にも機密に属する事柄が多く含まれていたと思われる。

このように調所調所開成所教官は任務を通じて重要な機密を知る機会が多いため、調所の管理運営に当る者は、教官を通じてそれが漏れることを恐れた。調所創立案の中の

御隠密筋之義取扱候ニ付而は、動向他言仕間敷旨、誓詞被仰付

(用留 安政二年七月)

という一条はそれを示している。しかし誓紙提出によって機密漏洩の不安が解消されるかどうか疑問であり、幕府は有効な機密保持の方法を持っていなかったように思われる。

ところで調所調所開成所の中でも特に重要な機密に関わる機会の多い上級の教官は、前章でみた通りほとんど陪臣だった。彼らは幕府で出役を勤めながらも最終的には藩に属し、前述のように藩命次第で帰藩したり、藩地と江戸を往復する者さえ居た。それゆえ、調所調所開成所の陪臣教官は、幕府の機密保持上問題になったものと思われる。

第三節 陪臣使用に伴うその他の問題

前二節では幕府と藩の間に生ずる問題をみてきたが、本節では調所調所開成所の陪臣使用によって幕府の組織内部に起る問題を検討しよう。

(一) 陪臣と直参の給与較差

調所調所開成所出役に対する勤務手当には、身分による較差があった。慶応二年八月附の「書拔」には、教授手伝並の給与に関する左のような慣例が記されている。

目見以上勤仕 銀五枚⁽³⁷⁾ (金一両三分二朱にあたる)⁽³⁸⁾

目見以上無足部屋住次 三男厄介

十人扶持銀五枚

目見以下 五人扶持銀三枚 (金一両二朱にあたる)

陪臣 十人扶持金八兩

(伺留)

また慶応二年二月の調べによれば、教授手伝の中にも給与較差があり、普通直参の場合は一人扶持金七兩、陪臣の場合は一人扶持金一〇兩が支給されていた。⁽³⁹⁾ 調所調所発足当時からこの慶応二年に至るまでの間に、教授職・教授職並の手当は一部変わったが、教授手伝と教授手伝並の手当は史料からみる限り安政六年以後変化していないから、これらの二つの教職に於ては、常に陪臣が直参より多額の給与を受けていたと言える。⁽⁴⁰⁾ なお教授職・教授職並については直参・陪臣の給与較差の問題は起らなかった。⁽⁴¹⁾

幕末が近づくとつれ、幕府の支出は各方面で増加し財政はかなり苦しくなっていた。調所||開成所に於ても規模拡大に伴って支出の必要は増す一方であり、限られた財源を有効に使うには冗費節減について様々の工夫が必要だった。⁽⁴²⁾このような財政事情のもとでは、陪臣であるというだけの理由で余分に勤務手当を支給しなければならぬことは、憂慮すべき問題だったと思われる。この問題を解決するためには、陪臣に対する手当を引下げて直参並みにするか、陪臣教官そのものを減らすか、のいずれかの処置が必要だった。

(二) 直参優遇の要求

調所||開成所の教官に就くことは、洋学研究上種々の便宜が得られるばかりでなく、小身の者や無勤の者にとっては出世の手掛りをつかむことを意味していた。⁽⁴³⁾調所||開成所設立当初は、直参の中に洋学修得者が少なかったため、陪臣が重用されるのも止むを得なかったが、後になって直参の中にある程度の洋学人材が成長してくると、直参をさしおいて陪臣を新規採用したり、召出して上級教職に任ずることは問題視されるようになった。特に慶応年間になると幕府当局は開成所運営担当者に対し、しばしば次のような理由を挙げて陪臣の新規採用や召出しを牽制した。

御直参之者を差置、陪臣より選挙(この場合新規採用者を筆者註) 候而ハ、御旗本御家人之者洋学御引立之御趣意ニも違ひ、不都合ニ有レ之

(事務 慶応二年二月)

一体開成所之儀は翻譯御用を始、第一御直参之者稽古之為ニ被_レ建置 候儀之処、右之次第(この場合陪臣を召出して上級教職に就けること―筆者註) 二而

ハ御直参陪臣之御取扱之差別も更ニ相立不_レ申、(中略) 御直参之者迎も敢而不平を唱不_レ申筋も有_レ之間敷… (伺留 慶応二年八月)

ここには、調所||開成所は徳川家直参の洋学教育のために設けた機関であり、それゆえ同所に於いては直参と陪臣の処遇に差別が設けられなければならない、直参を優先的に昇進させるのが当然だ、という幕府の考え方が現われている。また一般の直参の中に、陪臣が直参より優遇されることに対する反感があったことも窺われる。

直参が徳川家の将軍と主従関係によって結ばれた者である以上、幕府はこれを保護する姿勢を示さなければならなかった。したがって幕府の一機関である調所||開成所に於いて、直参よりも他家の家臣が多数採用され上位の階級を占めることは、不都合だったのであろう。

第三章 陪臣問題解決の試み

第一節 陪臣教官の直参化

前二章の検討に於いて、審書調所||開成所では陪臣が直参より上級の教職にあつて重要な役割を担っていたこと、それには種々の問題が伴っていたことを明らかにした。本章では、幕府がこれらの問題をどのような方法で解決しようと試みたかを、明らかにしたい。

陪臣問題を解決する方法のひとつは、調所||開成所に於いて必要不可欠と思われる陪臣を召出し、徳川家直参にしてしまうことだった。

次の一文は、開成所運営担当者が、教授手伝出役を勤める陪臣の小林鼎輔と佐々木貞庵両名の召出と教授職並補任を求めて、幕府当局に提

出した文書の一部である。

「これも方今必用の人体、御用立候ものニ付、不_レ容易_ニ 翻譯物も右兩人ニ為_レ 致候間、事柄によりては他聞を憚義も有_レ 之、且又当節西洋学問相開候折柄ニ付、銘々主用ニ而其主人々々より出役御免之儀可_レ 相願も難斗、若右様之儀有_レ 之候而へ、教導筋は勿論、急御用翻譯物等万事差支候ニ付、願之通被_レ 仰付_ニ 候様…… (伺留 慶応三年八月)

ここから、陪臣教官の召出・直参化は、機密保持のため、また藩の意向による辞職や欠勤を防ぐための手段だったことが明らかである。

調所_{II}開成所では、文久二年二月に初めて陪臣教官の召出が行われた。以後慶応三年末までに、語学科教官として出役勤務中の陪臣の中から次の一五名が召出され、直参目見以上となった。

箕作阮甫	(津山藩)	文久二年二月召出
川本幸民	(薩摩藩)	文久二年二月召出
杉田玄端	(小浜藩)	元治元年二月召出
杉 純道	(福山藩)	元治元年八月召出
加藤弘蔵	(出石藩)	元治元年八月召出
高島五郎	(阿州藩)	慶応二年九月召出
市川斎宮	(福井藩)	慶応元年二月召出
津田真一郎	(津山藩)	慶応二年三月召出
西 周助	(佐倉藩)	慶応二年三月召出
柳川春三	(紀州藩)	慶応二年八月召出
林正十郎	(泉藩)	慶応二年二月召出
入江文郎	(松江藩)	慶応二年二月召出
神田孝平	(佐倉藩)	慶応三年二月召出
小林鼎輔	(桑名藩)	慶応三年八月召出

蕃書調所_{II}開成所に於ける陪臣使用問題

佐々木貞庵 (宇和島藩)

慶応三年八月召出

これ以外に陪臣から召出された語学科教官としては、安政四年一月に調所教授手伝から軍艦練所教授に転じ、安政六年一月に召出され、その後元治元年九月開成所に復帰して教授職並となったもと長州藩士東條礼蔵(英庵)が居る。これを加えると、調所_{II}開成所語学科には、陪臣として採用され、後に召出されて直参化した教官が一六名居たことになる。⁽⁴⁾

この一六名の召出・直参化は、調所_{II}開成所の陪臣教官問題を解決する上で、どれ程の重要性を持っていたのだろう。一見すると語学科の教官として採用された記録がある陪臣五一名のうち、三分の一以下の一六名が召出されたとしても、あまり大きな意味はないかのように見える。しかし死亡した者、辞職した者、他部局に出役替になった者等を除き、調所_{II}開成所勤務を続けた者の中だけで考えれば、一六名というのは決して少数ではない。すなわち、この一六名についてより詳しく検討すると、彼らは一名の例外(元治元年に新規採用された柳川春三)を除き、すべて安政三年から文久二年までの期間、つまり調所_{II}開成所開設期間の前半の時期に採用された者であることに気づく。次に、この安政三年から文久二年までに採用されたすべての語学科陪臣教官三六名について調べると、召出され直参化した者一五名、何らかの理由で調所_{II}開成所を離れた者二三名(内、召出以後に死亡した者一名、召出以後に出役替になった者一名)、慶応三年まで陪臣の身分のまま開成所勤務を続けた者一名が居たことがわかる。以上の検討から、安政三年から文久二年までに語学科教官として採用された陪臣のうち、

慶応三年末まで調所Ⅱ開成所勤務を続けた者は、一名の例外を除きすべて召出され直参化したことが明らかである。⁽⁴⁶⁾

これは何を意味するのだろうか。第一章で明らかにした通り、前半期に採用された陪臣はいずれも当時一流の洋学者として認められた者で、同時期に採用された直参と較べて遙かに優れた学力を持ち、より重要な役割を担っていた。したがって直参の中から新しい世代の洋学人材が育つまでの間は、これらの陪臣教官は調所Ⅱ開成所にとって不可欠の存在だった筈である。それゆえ幕府は召出・直参化によって、彼らを確保しようとしたのであろう。すなわち、召出・直参化は先進の陪臣洋学者を確保する方法として重要な意味を持ち、特に前半期に採用された語学科教官に対してはかなり一般的に行われていた、と言えるだろう。

しかし陪臣の召出・直参化にはいくつかの問題が伴い、そのため幕府当局はこれに対し次第に難色を示すようになった。そのうち最大の問題は、陪臣教官一人を召出すと、それに伴ってその家族や子孫代々までも扶助する責任が生ずることだった。幕府当局はこの点を次のように指摘している。

業前拔群御用立候は、何も出格之御取立相成候者此後数多可_レ有_レ之。左候得は、其都度世禄ニ被_レ召出_レ候而は、其子孫ニ至り業前未熟之もの又多分ニ出来可_レ申、素より業前を以被_レ召出_レ候事故、其悴未熟之者矢張父之高等其儘被_レ下候は不都合ニ有_レ之、左候迎其節減禄等相成候而は仁惠之御趣意ニも相叶ひ申間敷……
(伺留 慶応二年三月)

すなわち召出されて目見以上の格になる場合、普通は「譜代」の直参

となつて子孫代々徳川家に仕え、禄を受けることになっていった。したがって、学術によって召出された者の嗣子が親ほどの学力を持たない場合、徳川家は無駄な禄を支払わなければならないことになる。しかも能力相応に禄を削減することすら、「仁惠之御趣意」に反するといふ理由で困難だったことが窺われる。⁽⁴⁶⁾

この問題に対処するために幕府は、「業前」によって召出す場合は「其身一代限り」という条件を附し、子孫まで徳川家直参として禄を与えることはしない、という方針をとった。⁽⁴⁷⁾この処置によって、形式上は召出された本人だけに終身の禄を与えれば済むことになった。しかし実際の運用に於てはその通りにならなかった。

たとへ一代限りニ候而も、一代ニ而御暇限りと申訳ニは難相成、跡御抱入等相頼候次第ニ至候間、往年ノ御出方実以無_レ際限ニ至り可_レ申

(伺留 慶応二年八月)

と幕府当局が述べているように、「一代限り」という条件付きで召出しても、結局その子孫も抱え入れてしまふのが実情だった。⁽⁴⁸⁾つまりこのような条件をつけても、実際は洋学者を召出すことはその家を半永久的に抱え込むことを意味したと言つてよい。それゆえ召出が繰り返されれば幕府が支出すべき禄や手当は累積し、さきさきには膨大な額にのぼることが予想された。

第二の問題は、前にも触れた、幕府は直参を優先的に昇進させるべきであるという立場からの反対である。当時、直参のうち部屋住二三男厄介など当主以外の者は殆ど無勤だった。彼等はまず出役を勤めて出世の手掛りをつかむことを願ひ、さらには召出されて正規の役職に

就き新規に禄を受けることを願った。しかしそれは稀なことであり、ことに文久二年一二月に部屋住の中から勤番を取立てる制度が廃止された後は、より困難になったと言われている。⁵⁰このような事情があるため、調所⁴⁹開成所に於て次々に陪臣が召出されることは、

芸業とハ申⁵¹申、陪臣之者ハ却而容易ニ新規被⁵²召出、御宛行被⁵³下候様之姿ニ相当リ…
(伺留 慶応二年八月)

という印象を与え、直参の間に不満を引起こす可能性があった。

以上二つの問題は陪臣の召出・直参化に常に含まれている筈であるが、特に慶応二年以後、幕府当局はこれらの問題を理由に開成所陪臣教官の召出を抑制するようになった。⁵¹陪臣教官の召出・直参化は急に困難になり、開成所による召出の申請から幕府当局の決定までに著しく時間がかかるようになった。このような事情のため、召出・直参化は陪臣問題の根本的な解決方法にならなかつた。調所⁵²開成所は陪臣問題に対処するため別の方法をとらざるを得なかつたのである。

諸二節 直参からの新規採用

諸藩の藩士に一切依存せず、直参だけで調所⁵³開成所を運営することが可能であれば、陪臣使用に伴う諸問題は起らない筈である。調所⁵⁴開成所に於て最終的に進められたのはこの方向だった。

文久二、三年を境に、陪臣からの教官の新規採用が急に減つたことは既に見てきたが、さらに慶応二年には幕府当局から次のような申渡しがなされた。

陪臣之儀ハ入学差免候迄ニ而、學術拔群之者ハ格別、容易ニ教授方出役等

蕃書調所⁵⁵開成所に於ける陪臣使用問題

江不⁵⁶申立、新規被⁵⁷召出候等ハ猶更以學術格別ニ勝レテ拔群之者ニ無之候而ハ不⁵⁸被⁵⁹及⁶⁰御沙汰方ニ可⁶¹有⁶²之候…
(伺留 慶応二年八月)

すなわち陪臣を生徒として入学させることは許すが、特別な場合を除き、召出は勿論、出役としてさえ新規採用することを許さない、という内容である。こうして新規に採用される教官は、原則として直参に限られることになった。

このような方針が可能になったのは、直参の中からも新しい世代の洋学者が多数成長してきたためだった。前述の通り蕃書調所創設當時は直参の中に教官適任者を見出すのが困難であつたため、陪臣等を用するしかなかつた。しかしその後十年程の間に、幕府の洋学振興政策の成果として、かなりの数の洋学人材が育成された。開成所に於ても、創設の数年後から、調所⁶³開成所の中で養成された新世代の洋学者が教官として採用された例が多くみられる。こうした条件の変化によつて、幕府当局は新規採用者を直参に限つても、当面は開成所運営に支障をきたさないだけの教官を補給し得る、という見通しを立てたのであろう。

但し、この申渡し以後、陪臣の中から教官の新規採用が行われたことが一度だけある。慶応二年末、英学・仏学に於ける「学政改革」実施にあたり、⁶⁴一時に十数名の教官の増員が必要になったとき、開成所はこの増員分を直参だけで揃えることができず、陪臣八名の新規採用を申請した。⁶⁵幕府当局は一度この申立てを却下したが、開成所運営に支障をきたすという再三の訴えにより、次のような条件を附して八名の陪臣の新規採用を認めた。

此度申立候趣、無余儀、次第ニ相聞候ニ付、陪臣より出役被_レ仰付候得共、右は此度限ニ相心得、以来陪臣より出役申立候儀難_レ相成候。就而は此度御直参之者教導方行届候様取斗ひ、往々成業之者多人数出来候様、厚世話可_レ被_レ致候事
(伺留 慶応二年二月晦日)

こうして、慶応二年二月晦日以後陪臣の新規採用は認められないこと、また開成所は直参の生徒の教育により一層力を入れ洋学人材を多敷育成すべきこと、が申渡された。その後、慶応三年には語学科で一二名、数学科で五名の教官が新規採用されたが、その全員が直参であることから、幕府のこの申渡しを守られたことは明らかである。

こうした措置の結果、開成所最末期の教官構成に於いて、直参教官の割合はどれ程までに増加しただろうか。「学政改革」直前の教授方の名簿と、それ以後一年間の任免の文書から、開成所の記録に残る最後の日である慶応三年二月二十九日の語学科教官構成を推定してみた。

教授職

川本幸民 (元薩摩藩) 堀達之助 市川齋齋 (元福井藩) 津田真一郎
(元津山藩) 西周助 (元佐倉藩) 柳川春三 (元紀州藩)

教授職並

杉享二 (元福山藩) 加藤弘藏 (元出石藩) 東條礼藏 (元長州藩) 林
正十郎 (元泉藩) 入江文郎 (元松江藩) 神田孝平 (元佐倉藩) 何礼
之助 小林鼎輔 (元桑名藩) 佐々木貞菴 (元宇和島藩) 渡部一郎
一等教授 (但、英学・仏学のみ)

川本清次郎 内田弥太郎 堀越龜之助 小幡篤次郎 (中津藩)
教授手伝

宇都宮鉦之進 (紀州藩) 杉山三八

二等教授 (但、英学・仏学のみ)

黒沢孫四郎 (西端藩) 石川長次郎 (福山藩) 福永謙三 (芸州藩) 小

川吉之助 小幡甚三郎 (中津藩) 石橋鑰次郎 藤野善三 (長岡藩) 小

林小太郎 (高松藩)

教授手伝並

浦嶋鎌三、春田與八郎、外山捨八、佐野東藏 (久留米藩) 秋山銚三郎、

鈴木進吾、三輪久之丞、近藤鎮三、松波升次郎、佐沢元太郎 (福山藩)

箕作奎吾

三等教授 (但、英学・仏学に限る)

吉田安太郎 兼松進八郎 (佐倉藩) 楢岡光 (福山藩) 石川新次郎、緒

方仁、向坂盛之助、佐藤新次郎、沢陽一郎、田村初太郎、永田建之助、成

沢甚平、箕作益三郎、山本長順、桜井豊次郎

(註) (一) は陪臣の所屬者。「元」と附されているのは、召出・直参化した者の元の所屬者。(二) を附していない者は直参。

以上から明らかのように、教授職・教授職並の階級は、主として初期に採用された陪臣の召出・直参化により、すべて直参で占められている。また教授手伝並・三等教授という下位の教職も、ほとんど直参で占められている。陪臣はその両者にはさまれる形で中間の階級に残存しており、人数の上では五五名中の一二名、すなわち全体の二割強を占めるにすぎない。もし仮に開成所が相当長期にわたって存続し、教官の世代交替が起っていたとすれば、残存しているこれら陪臣教官も或いは召出されて直参化し、或いは開成所を去っていただろう。そしていずれは、直参の中から採用された教官を主体とする開成所運営が実現しただろう、と推測される。

第三節 給与較差の撤廃

調所¹¹開成所に於ける陪臣問題のひとつに、直参と陪臣の給与較差があったことは、前章で明らかにした。これは問題の性質上、他の諸問題と切離され比較的簡単に解決された。開成所教授方の出役に対する勤務手当が、身分に関わりなく一律に定められたのは、前にも触れた慶応二年二月の「学政改革」の結果である。⁵⁶⁾本節ではこの勤務手当のみに関する、陪臣問題の部分的解決を見ておきたい。

「学政改革」の対象となつたのは、教授職並より下の「出役場所」の教職である。改革以前、そこには教授手伝・教授手伝並が置かれていたこと、その勤務手当は直参か陪臣か、また同じ直参でも目見以上か目見以下かによって異なっていたこと、は既に見てきた。これに対し改革の結果、この「場所」には一等教授（正式名称は教授方出役）、二等教授（正式名称は教授手伝出役）、三等教授（正式名称は教授手伝並出役）が置かれることになり、これら各階級の手当は身分等に関わりなく次のように一律に定められた。

- 一等教授 一五人扶持 一カ年金一〇両
- 二等教授 一〇人扶持 一カ年金五両
- 三等教授 五人扶持 一カ年金二両

すなわち、同じ階級の教職に就く以上、陪臣と直参の間の給与較差はなくなり、この点に関する限り問題は解決されることになった。

次に、手当に関するこの新制度の運用上の問題を検討したい。新たに定められた統一的な手当額を従来の標準的給与額と比較しよう。階

級の上では二等教授が従来の教授手伝、三等教授が従来の教授手伝並に相当することを考えれば、陪臣にとっては勿論、大部分の直参にとってさえ手当の規準がかなり引下げられたことに氣附く。但し、英学・仏学に於ける實際の「学政改革」施行に当っては、従来教授手伝並だった者が二等教授に、教授手伝だった者が一等教授に昇進させられたため、個々の教官にとっては必ずしも減収にならず、直参の場合のみ多少なりとも手当が増えた。しかし陪臣の場合は従来高額の手当を受けていただけに、改革による引下げの影響は大きく、個々の教官についてみると階級の上昇にもかかわらず手当は減った。これは給与較差の問題に対する解決法としてかなり巧妙だったと言える。すなわち低額の水準で一律に給与を定めたため、「学政改革」によってかなり多数の教官が一時に昇進或いは新規採用されたにもかかわらず、財政的負担は非常に軽く済んだ。⁵⁷⁾また陪臣が直参より高額の手当を受けることもなくなり、個々の直参教官についてみればいずれも増収することになったので、直参優遇の要求も満足させることができたと思われる。一方陪臣の待遇は悪くなった筈だが、蕃書調所設立当時とは異つて、当時の開成所は陪臣への依存度を急速に軽減しつつあったから、仮に陪臣教官が不服であっても大きな問題にならなかつたと思われる。以上に検討してきたように、陪臣と直参の給与較差の問題は「学政改革」施行と同時に解決された。

おわりに

本稿では、徳川幕府の洋学機関である蕃書調所¹¹開成所が陪臣を使

用する上に現われた諸問題を検討してきた。最後に本稿で検討したことがらをまとめ、若干の考察を附したい。

調所Ⅱ開成所の陪臣教官使用に於ける最大の問題は、出役を勤める陪臣に対して、幕府よりも藩の方が優先的に支配権を行使し得る場合があることだった。すなわち陪臣教官を召出し直参化する場合は幕府の意志が貫徹されたが、陪臣という身分のまま使用するかぎり藩の意志の方が優先的に作用していた。このような点に幕府の中央政府的性格と、藩の自立性の矛盾の頭われを見ることができよう。なおその背景として、幕末に於ける洋学の特殊性を考えなければならない。当時、洋学は単なる学問技芸にとどまらず、外交や軍事等現実の政治的課題遂行の上で必須のものであり、洋学者の多くはこうした任務に関わっていた。彼ら洋学者は幕府にとつても藩にとつても貴重な人材として意識され、しかも需要の大きさに比べてその絶対数がきわめて少なかったため、幕府も藩も彼らを確保することに懸念だった。さらに当時は旧来の政治体制が動揺しつつあり、あらためて幕府と藩の關係のあり方が問い直されるといふ時期でもあった。こうした条件ゆえに、陪臣洋学者の帰趨をめぐって、前述の矛盾が顕在化したものと思われる。

調所Ⅱ開成所の陪臣使用に於けるもうひとつの問題は、陪臣の雇用や召出しが、幕府財政上、また直参に対する処遇との關係上、困難を生ずることだった。すなわち幕府は旧来の直参を厚く保護することを期待されており、直参よりも陪臣を優先的に採用したり召出ししたりすることは、反発を招いた。また、ひとたび陪臣を召出して直参とすれ

ば、その後不必要になったからといって、彼やその子孫を放逐することは殆んど不可能になった。ここに、徳川幕府の統治組織としての有効性の追求と、主従關係を軸とする「徳川家」としての組織原理との矛盾の頭われを見ることができよう。但しこれが問題化したのも、幕末の幕府内部の特殊な事情によるところが大きい。当時の幕府は財政的余裕も少なく、無用の役職を勤める旧来の直参を多く抱え、冗員・冗費の淘汰を迫られていた。このような条件があるため、幕府は直参の取扱ひ方に大きな変更を加えない限り、陪臣の中の必要な人材を確保することは困難だったのである。

以上のようにとらえると、調所Ⅱ開成所の陪臣使用問題は近世幕藩体制に於ける組織原理の中に発生基盤を持ち、幕末の特殊な政治情勢と当時の洋学の特別な重要性によってその矛盾が顕在化したものと考えることができる。そして結局、内外で多くの困難に直面した幕府当局は、全国諸藩から第一級の洋学者を徴集するという当初の方針を棄て、開成所を徳川家による徳川家のための機関とすることで、当面の矛盾を排除しようとした。

最後にこの問題に対する幕府の対策には、文久二年と慶応二年に画期がみられる点に注意しておきたい。すなわち文久二年より幕府は陪臣教官の召出・直参化を開始し、慶応二年には新規に採用する教官を直参に限った。これは対藩關係の緊張を背景に幕府内諸制度の改革がすすめられた文久改革及び慶応改革の時期にあたる。調所Ⅱ開成所に於ける陪臣教官問題への対応策は、これらの諸改革と密接な関連を持っていたと言えるだろう。

- (1) この文書類は、東京大学史料編纂所蔵『蕃書調所立合御用留』(以下「用留」と略記する)、「開成所事務」(以下「事務」と略記する)、「開成所同等留」(以下「同等留」と略記する)としてまとめられている。本稿はこれを基礎史料としている。
- (2) 原文書には両者とも単に「教授手伝」と記されている。本稿では区別のため、原平三「蕃書調所の創設」(『歴史学研究』一〇三)にならい(甲)(乙)を附した。手当額からみて、最初に教授手伝となった七名はすべて(甲)である事が明らかであり、その後教授手伝となった者の殆んどは(乙)である事が確認される。なお原氏は(乙)を後の教授手伝並と解されたが、この解釈には疑問がある。
- (3) 調所創立当初、同所の職員は管理運営職を除いてすべて「出役」だった。これは幕府の正規の役職ではなく、他の役職に就いている者、非役(小普請等)、無勤(部屋住二三男厄介等)、さらに調所の場合は陪臣、浪人等を、勤務期間中の手当だけを支給して勤めさせるものだった。
- (4) 安政二年から慶応三年に至る期間中、調所Ⅱ開成所が作成した文書の中で、教授方として扱われているのは、教授職・教授職並・教授手伝・教授手伝並、一等教授、二等教授、三等教授に限られている。また句読教授が生徒と共に調所の試業を受け成績を評価されていたことを示す史料もある。以上から句読教授は正式な教官というより、洋学修業中の者の中から選ばれて教官の補佐を勤める者、という性格を持つと思われる。
- (5) この場合類例となるものは「蛮書和解御用」の者の手当で、陪臣の蘭医に対し五人扶持并一カ年銀二〇枚、又は銀二〇枚のみ、通詞に対し一〇人扶持并一カ月金一両だった。これに対し蕃書調所に於いては、教授職に三〇人扶持并一カ年金二〇両、教授手伝(甲)に二〇人扶持并一カ年金一五両、教授手伝(乙)に一五人扶持并一カ年金一〇両が支給されることになった。(用留)
- (6) 前掲、原平三「蕃書調所の創設」による。
- (7) 前掲、「用留」、「事務」、「同等留」所収。なおこの他に「蕃書調所起源考略」(『日本教育史資料』第七冊)をもって補完とした。
- (8) 開成所「学政改革」の内容は次の通りである。(1) 身分や地位に関係なく学力によって、教官の中に第一等・第二等・第三等の等級を設ける。(2) 等級ごとに生徒指導上の職務分担を定める。(3) 等級ごとに一律の手当額を定める。(4) 英学、仏学などの語学科ごとに、第一等・第二等・第三等の教官をそれぞれ何人配置するかという定員を決める。この「学政改革」の契機は、慶応二年から陸海軍奉行支配下の者が一時に二、三百名入学したことである。このため生徒が集中した英学・仏学を中心に深刻な教官不足が起こりつつあった。また当時は、教官の階級、職務分担、手当に関する安政二年の規定が既に実態に適さなくなっていたため、能力や職務内容と階級や手当の間に不均衡が生じていた。このような弊害を解決し、有効な生徒指導体制を作るために、開成所「学政改革」が企画された、と考えられる。拙稿「開成所に於ける慶応改革」(『史学雑誌』掲載予定)参照。
- (9) 幕府当局の主張により、一等教授の正式な職名は教授方出役、二等教授は教授手伝出役、三等教授は教授手伝並出役となった。但し幕府当局と開成所の往復文書の中では、辞令発行等の場合を除き、一等、二等、三等の呼称が用いられていた。本稿では特に教授方出役という職名が、従来の教官の総称である「教授方」と紛らわしいため、一等、二等、三等という呼称の方を用いる。
- (10) 文久元年以降、句読教授の下に「世話心得」が置かれた。これは教職というより、先進の生徒に後進の生徒の指導等をさせたものと考えられる。なお昌平坂学問所の例から、世話心得は無給であったと考えられる(『日本教育史資料』第七冊)。
- (11) 三点のうち安政三年の文書と慶応二年の文書には教官氏名と支配筋が記されているので直参・陪臣を区別しようが、万延元年の文書には氏名が記されていないため、任免文書類を参考として筆者が直参・陪臣の別を推定した。
- (12) 前掲、原平三「蕃書調所の創設」
- (13) 直参の中には、句読教授を暫く勤めた後、調所の書籍調出役や外国方や軍等に転出した者がかなり目立つ。この事から句読教授の職は、あ

る程度洋学知識を身につけた者を保留しておく場所としての性格を持つていたのではないかと思われる。

(14) 原平三「蕃書調所の科学及び技術部門に就て」(『帝国学士院紀事』二―一三)

(15) 慶応三年三月の数学科に於ける「学政改革」の際、数学は「技学」であるという理由で、英学・仏学科より小規模な定員にとどめられた。

(16) 最大規模の化学には、慶応二年末に九名の教授と教授手伝が居たが、うち三名は語学教官の兼任だった。それ以外の諸科では各時期二―四名の担当者を確認し得るに過ぎない。(但し慶応三年「学政改革」後、数学科の教官は六名となった。)

(17) 科学技術部門の諸科の中で、「教授」を置くことが幕府当局に認められたのは、化学、数学の二科にすぎない。しかも科学技術部門の「教授」の地位は、勤務手伝と異動のし方からみて、語学諸科の教授手伝ないし教授手伝並に相当すると思われる。

(18) 担当者が一階級のみ科目と、二階級に分かれる科目とがあった。詳細は前掲、原平三「蕃書調所の科学及び技術部門に就て」参照。

(19) 「伺留」及び原平三「蕃書調所の科学及び技術部門に就て」によれば各科担任を命ぜられた者の人数は次の通りである。化学―陪臣九、直参一〇。数学―陪臣五、直参五。物産学―陪臣三、直参一。器械学―陪臣四、直参二。画学―陪臣一、直参五。活字―陪臣二、直参一。(但し二科兼任の者は両科で数える。)

(20) 各学科開設後三年間に担任を命ぜられたことが確認される者の人数は次の通り。化学―陪臣四、直参六。数学―陪臣三、直参〇。物産学―陪臣三、直参〇。器械学―陪臣二、直参〇。画学―陪臣一、直参一。活字―陪臣一、直参〇。(但し二科兼任の者は両方の科で数える。)

(21) 例えば、万延元年、加賀藩から藩主の看病のため教授手伝出役黒川良安の一次的帰藩を求める願いが提出され、承認されている。

(22) 例えば、元治元年、福井藩から海防・軍制の調査のため教授職出役市川斎宮の一次的帰藩を求める願いが出され、承認されている。

(23) 膳所藩が黒田行次郎の「出役御免」を願ひ出たとき、開成所は、

藩士より出役之者も多御座候事故、同人儀御免相成候江は諸藩より追々御免之儀願出候様相成可申 (伺留 慶応元年一〇月)

と予想し、幕府当局に膳所藩の願いを却下するように求めた。

(24) 紀州藩士柳川春三は、「蘭学英学数学化学物産学巧者」と評価される貴重な人材であるため、「紀伊殿より国許江呼戻し度趣、外諸侯内よりも抱替を目論見居る風聞」(伺留 慶応二年八月)があった。開成所は柳川を失うことを恐れ、幕府当局に申請して柳川の召出・直参化を急いだ。

(25) 慶応三年九月、芸州藩は仏学二等教授福永謙三の「出役御免」を願出た。その理由は、同藩では時洋学修業者が増加しつつあるので福永を藩の仏学教授にしたい、ということだった。

(26) 「主人用向」を理由とした「出役御免」はすべて文久三年以後に集中している。

(27) たとえば安政六年一月には、教授方二二名中七名が外国奉行のもとで、一名が講武所でそれぞれ使用されている。(伺留) また慶応二年二月には、語学科教授方三九名中、一名が外国方で使用され、四名が幕命により箱館・京都・ロンドンに赴いている。(事務)

(28) たとえば、黒田行次郎が膳所藩の意向により「出役御免」になる際、開成所は

同人儀当節必要之書籍翻譯取掛罷在、いまた全備不仕候事故、唯今御免相成候而は翻譯半途ニ而相廃候様相成、(伺留 慶応元年一〇月)と困惑を示している。

(29) たとえば教授職出役市川斎宮は元治元年五月から二月まで福井藩に戻り、二月帰藩後も開成所を欠勤して藩用を勤めた。

(30) 元治元年一月には、教授手伝出役の陪臣四名が「主人用向」により欠勤中だった。

(31) 加藤弘之『弘之自伝』大正二年 三五頁。

(32) この問題が典型的に現われるのは、幕府の費用によって陪臣教官を外國に留学させる場合である。幕府は、
 帰朝之上主人より呼戻之儀等申立候而は、莫大御入費被為掛候間、公刃之御用弁ニ不相成、却而主人之用弁ニ相成候姿ニ有之候

(伺留 慶応二年八月)

という理由から、陪臣の留学は津田真一郎と西周助の場合を最後とし、以後留学生は直参の中から選ぶことにした。

(33) 慶応三年九月、芸州藩が仏学二等教授福永謙三の「出役御免」を願った。当時幕府は大坂開成所設立の準備中であり、江戸の開成所から仏学教官若干名を大坂に派遣する予定だったため、開成所仏学教官の人手不足が予想されていた。このため開成所は福永の帰藩に反対を唱え、幕府当局はこれを容れて藩の願い出を拒否した。但しこの芸州藩の要求が拒否されたことの背景には、慶応三年九月という時期の特殊な政治的条件があることも考えられる。

(34) これを裏づける史料として、蕃書調所開業前の安政三年四月の達し案の中に

無執主用に有之候節は、国許等江差遣候義、御許容可_レ有_レ之候事

(用留)

という一文がある。

(35) 「海防建議」安政元年六月。原平三「蕃書調所の創設」所収。

(36) 加藤弘之「蕃書調所に就て」『史学雑誌』二二―七。加藤弘之(弘蔵)は万延元年閏三月から慶応四年一月まで調所Ⅱ開成所に勤務した。なお加藤が教官を勤めていた頃は、通常外国奉行支配下の者が外交文書を翻譯することに なっていた。

(37) 但し慶応二年一二月の調べ、「事務」所収によれば、手当銀五枚のみの者はいない。

(38) 当時、銀一枚は金一分二朱に相当した。

(39) 「事務」慶応二年二月。

(40) 本文に掲げた慶応二年八月の書抜から、無勤の者には勤仕の者より多く、陪臣には直参より多くの手当を支給するという原則があったものと思われる。なお本文で述べたのは語学科の場合であり、科学技術部門諸科については史料が少ないために直参と陪臣の給与を比較できない。

(41) 文久二年までは、一名の例外を除き教授職と教授職並はすべて陪臣であった。文久二年以後は就任し得る者が直参目見以上に限られていたた

め、身分の差の問題は起らなかった。また同一人物が召出され陪臣から直参に変わった場合も、階級が異動しない限り手当額は変化していない。

(42) 調所Ⅱ開成所から提出された洋書購入の要求は、幕府当局によってしばしば冊数を削減されている。また慶応二年末、開成所が陪臣生徒から束修を徴収し固有の財源にしようと企画したとき、前例のない事であるにもかかわらず、幕府当局は積極的に賛意を表している。(事務 慶応三年一月)拙稿「開成所に於ける慶応改革」参照。

(43) 沼田次郎「幕末洋学史の研究」第七章

(44) 科学技術部門では、化学教授肥後七左衛門が薩摩藩士から直参に変わっているが、その年月日、身分、禄扶持高等は不明である。また器械御用出役広瀬自縊は津藩士だったが、慶応元年閏五月に御鉄砲製造所に役替えになり、慶応三年八月再び開成所に帰任した際には、既に直参となっている。科学技術部門で陪臣が直参化した例は史料からみる限りこの二件にとどまる。なおこの他に、直参目見以下で非役の者が召出された例が一件ある。小普請の渡部一郎は教授方手伝出役(渡部のために特設された教職、教授職並相当)を勤めていたが、慶応三年八月召出され、一度目見以下勤仕の職に就いた後、翌九月に目見以上勤仕として教授職並に任命された。

(45) この一名の例外とは、文久元年精煉方手伝として採用され、翌二年蘭学の教授手伝に転じた宇都宮鉦之進である。

(46) 調所Ⅱ開成所教授職並に与えられた禄は、元治元年八月杉純道の召出までは三〇人扶持又は二〇人扶持、同年同月加藤弘蔵の召出以後は切米百俵だった。この切米百俵は目見以上の格に対する最低の禄高であり、この点からもそれ以上の減禄は困難だったと思われる。

(47) 開成所に於て、この方針は慶応二年三月の津田真一郎と西周助の召出の場合から適用された。これは「術業を以陪臣等より新規被_レ召出候者は都而一代限ニ可_レ被_レ召出」という趣旨の同年九月の達しにより一般化された。さらにこの達しの趣旨は、慶応二年九月以前に目見以下として召出された者に対しても、さかのぼって適用された。

(48) 調所Ⅱ開成所の中には、召出された教官の子孫や縁者がかなり勤務していた。たとえば川本幸民の悻清一郎、筑作阮甫の孫で嗣子となった貞一

郎、箕作秋坪の伴奎吾、同厄介益三郎など。また市川斎宮の伴文吉のように幕府の他部局に勤務した者もいる。

(49) 『統・徳川実紀』

(50) 幕府当局は次のように述べている。

御直参之者部屋住御番入廃止後は、容易ニ部屋住之者被_レ召出新規御切米被_レ下御番入等被_レ仰付候義も無之、御直参厄介之者新規被_レ召出候義ハ猶又以容易ニ不_レ被_レ及御沙汰 (伺留 慶応二年八月)

(51) その変化の原因を史料の中に見出すことはできないが、幕府財政の窮乏や幕府諸制度、特に人事関係諸制度の改革に伴う保守的立場からの不満の高まり等が、背景をなすと想像される。また諸藩の洋学振興政策の進展に伴い、陪臣教官が多数帰藩することを恐れた開成所運営担当者が、慶応二年の一年間だけで三回にわたり八名もの陪臣の召出を申請したことも、幕府当局が召出を決るようになった一因であると思われる。

(52) 元治元年の高島五郎の召出の場合は、申請から決定まで半月程しかかからなかったが、慶応二年五月に召出が申請された柳川春三等六名の場合には、同年八月に一名が召出され、再度の申請により同年十二月に残りの五名中三名が召出され、三度目の申請で翌年八月に残りの二名が召出された。

(53) 早い例では、安政六年の試業で成績上等と評価された竹原勇四郎が万延元年に句読教授、文久元年に教授手伝並となつてゐる。さらに慶応年間には世話心得を経て教授手伝並または三等教授になつた者を一〇名確認できる。注(10)で述べたような世話心得という地位の性格から、この一〇名は調所開成所内部で修業した者と考えられる。調所開成所の生徒名簿の類が残されていないため、生徒から教官に採用されたことを確認し得るのは以上二一例にとどまるが、実際はもっと多い可能性がある。

(54) 注(8)参照。

(55) その理由について、開成所運営担当者は

教授方之者何れも御直参より申聞度候得共、學術相応之者夫々伝習又は三兵役ニ被_レ仰付 (事務 慶応二年二月)

と述べている。当時は幕府陸海軍の拡充や軍事関連技術の伝習等が急速に

進められていたため、ある程度の洋学の知識を身につけた直参は、陪臣に委ねられない軍事関係部門にまず配置されたのであろう。従つてこのときに直参だけで教官増員分を満たすことができなかつたのは、直参の中に洋学人材の絶対数が少なかつたためではない。

(56) 注(8)参照。

(57) 当時の開成所運営担当者の申立てによれば、開成所に対する貢献の少ない古参教官四名を解任すれば、英学科一六名の教官の採用と昇進に要する人件費増加分を償い、さらに六両程余る筈だつた。(開成所学政改革に付申上候書付) 事務 慶応二年十月)

(補注) 本稿で分析の主対象とした語学科陪臣教官五一名は二八の藩と一名の旗本に所属している。この二八の藩の中には、家門五、譜代一一、外様一二が含まれている。本稿で扱つた諸問題に関する限り、幕府当局も調所開成所も所屬藩が家門か譜代か外様かという区別をせず、これらの藩士や旗本の家臣を一括して「陪臣」として扱っている。

(みやざき ふみこ・百年史編集室)